

自然災害発生時におけるリース会社のユーザー対応等に関するガイドラインQ&A

2019年7月10日
公益社団法人リース事業協会

Q1 本Q&Aの位置づけを教えてください。

【ガイドライン 2. ガイドラインの位置づけと関係者の役割】

A 当協会の会員会社が「自然災害発生時におけるリース会社のユーザー対応等に関するガイドライン」（2019年5月28日）に則した実務を行う上で留意する事項を示したものです。

Q2 本ガイドラインの対象となる自然災害は、リース事業協会から会員会社に通知されますか。

【ガイドライン 3. ガイドラインの適用対象となる自然災害とリース契約】

A 災害救助法が適用される自然災害が発生した場合（災害救助法が適用されることが見込まれる場合を含みます。）、リース事業協会から会員会社に対し、会員専用ホームページ及び電子メール等により、災害救助法が適用された自然災害が発生した旨および本ガイドラインに沿った対応を要請します。なお、Q3 もご参照ください。

Q3 本ガイドラインの対象となる自然災害は、災害救助法が適用される自然災害に限定されますか。

【ガイドライン 3. ガイドラインの適用対象となる自然災害とリース契約】

A 必ずしも災害救助法が適用される自然災害に限らず、例えば、特定の地域内の中小企業・小規模事業者が自然災害で被災した場合も、本ガイドラインの適用対象となり得ます。

過去の例では、「平成30年台風21号」により、災害救助法が適用されないものの、特定の地域内の中小企業・小規模事業者が被災した事例がありました。このような自然災害が発生した場合は、リース事業協会から会員会社に対し、会員専用ホームページ及び電子メール等により、本ガイドラインに沿った対応を要請します。

Q4 本ガイドラインの対象となる中小企業・小規模事業者の範囲を教えてください。

【ガイドライン 3. ガイドラインの適用対象となる自然災害とリース契約】

A 本ガイドラインは、「被災地の復興・再活性化に資すること」を目的としており、必ずしも中小企業・小規模事業者に該当する者（資本金1億円以下の法人又は個人事業者）に限らず、その範囲を超える企業も対象になり得ます。特に、地域経済の中核を担うような中堅企業が自然災害で被災した場合に、地域経済に及ぼす影響は大きいと考えられ、会員会社において、中小企業・小規模事業者に合わせて対応することが期待されます。

Q5 ユーザーの取引先が自然災害で被災し、当該ユーザーの売上げが減少する等の間接的な影響が生じた場合に、当該ユーザーは本ガイドラインの適用対象となるでしょうか。

【ガイドライン 4. 会員会社の取組】

A 本ガイドラインは、自然災害で直接被災した中小企業・小規模事業者を対象としていますが、中小企業・小規模事業者にも、自然災害による間接的な影響が生じた場合にも、ケースバイケースで柔軟に対応することが期待されます。

Q6 「中小企業・小規模事業者等から取得する書類等に関して柔軟に対応する」について、具体的な対応例を教えてください。

【ガイドライン 4. 会員会社の取組】

A 当協会では、東日本大震災の際に、「リース物件紛失届（参考）」を作成しました。この書式では、紛失理由について、リース物件が東日本大震災により紛失した旨の記載に留め、顧客名の記載についても、代表者印の押印を不要としています。また、自然災害でリース物件が損壊し、顧客自らが当該物件を処分する場合に、マニフェストの写しなどの証憑類を求めない対応が考えられます。

Q7 リース物件に付保する保険に関する説明について、具体的な対応例を教えてください。

【ガイドライン 4. 会員会社の取組】

A 顧客の理解度に応じて、リース物件に保険を付保する旨、保険金が支払われる事故や支払われない事故などについて丁寧に説明することが考えられます。

また、リース契約の関係書類に保険に関する説明があれば、その部分を顧客に確認いただく方法も考えられます。

なお、顧客に説明した内容を書面で記録したり、保存することを求めるものではありません。

新規のリース契約締結時のみならず、既存契約に基づくリース期間中においても、可能な限り、保険に関する説明に努めることが期待されます。

Q8 被災地支援について、リース事業協会から会員会社に対して、どのような方法で情報が伝達されますか。

【ガイドライン 4. 会員会社の取組】

A 政府及び被災地の関係者から当協会に対して、被災地支援のための物資支援等の要請があった場合は、速やかに会員専用ホームページ及び電子メール等により情報を伝達します。

Q9 適用時期等の「保険に関する説明は体制が整い次第適用」について、「体制が整う」とは、どのような状態か教えてください。

【ガイドライン 6. 適用時期等】

A 例えば、ユーザーに対して保険に関する説明をする旨、営業担当者に周知徹底したということも「体制が整う」に含まれます。

以上